

○飯塚市園芸施設導入資金利子補給要綱

平成18年3月26日
飯塚市告示第91号

(目的)

第1条 この告示は、本市において、農業振興を図るため振興作目を選定し、農業者が新たに導入した場合に必要な園芸施設導入資金を貸し付ける福岡嘉穂農業協同組合に対し、その融通資金に係る利子補給を行い、もって農業者の経営の安定を図り、農業生産力の増強に資することを目的とする。

(利子補給の対象となる資金の種類、利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる資金名は、飯塚市園芸施設導入資金とし、利子補給率は年2パーセント以内とする。

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、市と当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高の総和とその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれの当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 市は、融資機関から利子補給金の交付申請があった場合に市長が適当であると認めたときは、当該交付申請書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第6条 市は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関がこの告示又は第3条の契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(融資機関の協力義務)

第7条 融資機関は、市長が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る園芸施設導入資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る事業について適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の庄内町園芸施設導入資金利子補給規程(平成2年庄内町規程第1号。次項において「合併前の規程」という。)の例による。

3 平成18年4月1日の前日までに、合併前の規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。